

13. 定款委員会

委員長 田 中 雅 夫

別添資料をご参照下さい。

14. 将来計画委員会

委員長 幕 内 雅 敏

総合調整特別委員会の廃止に伴い、新設された委員会であり、本年度は理事長制の導入について検討した。

1. 当委員会を7月6日に開催し、下記の事項等を7月16日の理事会に提案することとした。

【将来計画委員会から7月16日の理事会への提案事項】

- 1) 学術集会会長と理事長は兼務しない。
理事長に事故があったり、欠ける場合等は一時的に兼務する可能性があるため。
 - 2) 理事長は理事の互選（通常総会決定事項）とする。
 - 3) 理事長は1期2年，2期4年までとする。
 - 4) 下記の理由等により互選になると理事長の任期と理事の任期を一致させる必要が生じる。
現行では理事は毎年ほぼ半数が改選されるため、半数の理事の意見が理事長選任に反映されなくなる。よって、評議員選挙の行われた年（2年毎）に理事選挙を通常総会（旧評議員会）で行う。なお、理事から副会長が選出された場合等評議員選挙の行われる年以外に理事を選出する必要が生じた時は補欠選挙とし、当選者の任期は1年とし、当該理事は3期通算5年の任期となる。社員（評議員）から副会長になる場合には、補欠選挙は行われない。理事の選出を現行の様に毎年行うとすれば、理事の互選であるので毎年理事長選挙を行う必要が生じる。
 - 5) 定款施行細則の改正や文部科学省の定款変更の認可の問題もあるので、現在のところ何時、臨時総会が開催できるか不明であるが、本年中に文部科学省の認可が得られるとすれば、その手続きは以下のように進められる。
 - (1) 2004年度中の臨時総会で理事長制移行に伴う定款の変更及び施行細則を決定し、2006年の総会直後より理事長制に移行する。2005年の定例総会で第一の議題として理事長制移行に伴う規則を確認し、続いて①副会長の選任、②補欠理事の選任、③監事の選任の順で行う。ここで選出された役員は理事長制の任期職務を承認したものとする。すなわち、補欠選挙の当選者の任期は1年、3期通算5年の任期となるので、2005年当選の新理事は通算5年の任期になる。
 - (2) 2006年には評議員選挙が実施され、続く総会で、前4の項に示した順で役員を選任を行う。ただし評議員選挙の年には定数すべての理事を選任する。その理事の任期は現定款どおり2年である。学術集会終了後、直ちに理事会を開催し互選により理事長を決定する。続いて理事長は理事の職務分担を決定する。さらに理事長は理事長代行1、理事長代行2を指名する。
 - 6) 副会長の規定について議論がなされ、理事長は2年目に副会長を兼務することができる。
2. 7月16日の理事会においては、活発な意見交換がなされたが、なかなか複雑な手続きとなるため、拙速な結論を出すことは避けることとし、熟読熟考の上、再度幕内委員長に意見を述べることとなった。そ

こで、当委員会では、各理事・監事に理事長制移行に関する問題点のアンケートを実施した。

3. 当委員会を10月28日に開催し、理事長制移行に関する問題点のアンケート結果をふまえ再検討し、下記の事項等を11月19日の理事会に提案することとした。

【将来計画委員会から11月19日の理事会への提案事項】

- 1) 理事と理事長の互選との関係について
アンケートの結果、理事と理事長の任期は一致させるとの意見が圧倒的に多かったので、この方針を採用し、任期が1年となった理事の総任期期間は、3期5年とする。
 - 2) 理事長と副会長の兼務について
アンケートでは兼務できるという意見とできないという意見がほぼ半数づつであったので、理事会で審議していただく。
 - 3) 理事長の理事としての定数及び任期
現行の会長及び副会長と同じく、理事長は、理事の定数に含めるが、理事の通算任期には含めない。
 - 4) 理事長の代行期間について
理事長代行期間は、理事の任期中であり、理事長の通算任期には含めない。
 - 5) 理事長以外の役員について
補欠理事を除いて理事長以外の役員の任期等については、変更しない。
 - 6) 役員の任期について
役員の任期が最長16年（理事1期2年3期で6年、副会長1年、会長1年、理事長1期2年で2期4年、監事1期2年で2期4年）となり、現行の最長12年（理事6年、副会長1年、会長1年、監事4年）より年数が長くなることを考慮し、評議員の定年制（立候補条件を65歳以下）にするか役員の通算任期を制限するか検討がなされ、本会としては前記の案、すなわち評議員の定年制（立候補条件を65歳以下に制限すること）を理事会に提案する。
4. 11月19日の理事会において、慎重に検討された後、下記事項が承認されたので、会長より定款委員会に下記事項を盛り込んだ定款変更案の作成依頼がなされた。

【11月19日の理事会承認事項】

- ・理事長は理事の互選（通常総会決定事項）とする。
- ・理事長は1期2年、2期4年までとする。
- ・理事の選出および理事長の選任は同一年（評議員選挙の行われた年）に行い、両者の任期を一致させる（いずれも任期2年）。
- ・通常総会で理事が選任された後、直ちに理事会を開催して、理事長を互選によって選任する。選任された理事長は理事の職務分担を決定し、かつ、理事長代行理事を指名する。
- ・当該年度以外に理事を選出する必要が生じた場合（任期中の副会長選出、逝去など）は、補欠選挙を実施し、当選者の任期は1年、通算3期5年とする。
- ・理事長制移行の前年度に選任された理事のみ経過措置として1期3年とする。
- ・補欠理事を除き、理事長以外の役員の任期は現行どおりとする。
- ・事故、逝去などによる代行を除き、理事長と会長は兼務しない。
- ・理事長と副会長の兼務はできない。
- ・理事長は理事の定数に含めるが、理事の通算任期には含めない。
- ・理事長が欠けることになった場合は、あらかじめ指名しておいた者を理事長代行に選任し、通算任期については、理事長の通算任期には含めない。
- ・会長の役割は、定期学術集会を主宰することとする。

- ・役員の通算任期が、現行（最長 12 年）より、長く（最長 16 年）なるため、評議員に定年制を導入し、立候補条件を 65 歳以下に制限する。
5. 定款委員会より疑義がなされたので、定款委員会との合同委員会を 2 月 24 日に開催し、理事会での議論を十分に説明したうえで疑問事項を検討したが、理事会承認事項であり、既決済であるため特に変更はなかった。

15. 財務委員会

委員長 幕内 雅敏

平成 16 年度一般会計、認定医・専門医制度業務特別会計収支決算の件、及び平成 17 年度一般会計、認定医・専門医制度業務特別会計収支予算案の件について慎重に審議を行い、理事会へ答申し、答申通り議決された。

16. 倫理委員会

委員長 畠山 勝義

本会会員が除名に相当する問題を起こした場合、現在の定款（第 3 章 会員 第 10 条）で対応できるかどうか会長より諮問があり、本委員会において検討を行った。検討した結果、主に会員除名以外にも段階的な懲戒処分（除名、学会活動停止、嚴重注意）を必要と考え、規則案を作成した（別添）。

17. 情報委員会

委員長 名川 弘一

1. 会員向けオンラインシステムの改良について

会員の利便性を更に向上させるため、インターネットを介した会員管理・入会申請・外科専門医修練・指定施設申請および学術集会参加登録の各種システムの新規またはリニューアル開発、ホームページデザインの更新を進めている。

2. 指定施設指定業務のオンラインシステム化について

前記 1. のとおり、指定施設指定委員会と連携して、本年度から指定施設申請システムを運用するに当たり、以下の点を基本的な考え方として承認した。規則と整合しない点については、定款委員会および専門医制度委員会に外科専門医制度規則および同施行規定の改正を申し入れた。

- ・複数の指導責任者の中から任意の 1 名を“事務連絡指導責任者”として選択し、その者だけにシステムのアクセス権限を付与する。
- ・関連施設の申請は、任意の指定施設の許可を得た上で関連施設自身が行うこととする。
- ・関連施設の指定を受けることに関する承諾は、当該指定施設の指導責任者によるものとする。
- ・関連施設の指定期間は一律 1 年とし、指定施設にも審査を必要としない必要事項の報告を毎年義務付けることとする。
- ・関連施設には、本会指導医、関連外科専門医、または関連外科学会の指導医である本会会員のいずれか

が常勤し、その中から指導責任者を定めることとする。

3. 日本外科学会雑誌電子アーカイブ・オンラインジャーナルについて

これまで発刊された日本外科学会雑誌すべてを電子データで保存し（電子アーカイブ）、また、平成17年からはインターネット上で閲覧できるようにすることとし（オンラインジャーナル）、作業を進めている。また、メールマガジンの発行と広告バナーの表示についても併せて作業を進めている。

4. 個人情報保護に関する法律の施行に向けての対応について

平成17年4月からの個人情報保護に関する法律施行に伴い、「日本外科学会プライバシーポリシー」、「日本外科学会会員の照会に対する取扱い方針」、および「個人情報保護に関する法律に伴う事務局遵守事項」を策定し、これに基づいて会員の個人情報を慎重に取り扱うこととした。

また、各種資格申請時における患者情報の記載範囲に関して、会長から諮問があった。これを受けて、専門医制度委員会に対し、「認定医認定試験用病歴抄録用紙」および「外科専門医移行申請用診療実績表」から「病歴番号」欄を削除すべきである旨、会長に答申した。

5. 来年度以降の活動について

来年度以降の活動として、a. 外科専門医予備試験、認定試験システムの開発 b. 会費や各種資格の手数料・認定料などの納入に郵便振替以外の方法を導入 などを予定している。

6. その他

各委員会で採り上げるほどでもない事項に対し速やかに対応するため、「庶務委員会」または「総務委員会」というような名称の委員会を新設（委員として事務局職員も含む）することを理事会に提案した。

1) リスク管理ガイドライン作成小委員会

委員長 加藤 紘之

厚生労働省の科学研究費補助金による「外科領域の医療安全対策支援システムの開発と内視鏡外科におけるシミュレーター学習の有用性に関する研究」3年計画の最終年を実施中である。

具体的には6大学附属病院の協力を得て、インシデントレポートの収集と解析を行い、原因分析に基づく防止対策のシステム作りを行う。一方、内視鏡外科手術の技術レベル向上にシミュレーターが有用か否かを検討している。

2) 医療安全管理検討委員会

委員長 高本 眞一

日本内科学会・日本法医学会・日本病理学会と4学会合同ワーキンググループを結成し昨年3月26日・6月1日・6月29日・7月29日・8月25日と第三者機関設立に向けて計5回の検討を行った。ワーキンググループメンバーも横断的にノンメディカルの方、厚生労働省にもオブザーバーとして参加いただいている。昨年9月30日に4学会を含む医学会横断的な19学会が「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」の声明を発表した。厚生労働省はそれを受けて、平成17年度予算に『診療行為に関連した調査分析モデル事業』にかかる経費を計上し、このモデル事業の早期実施に向けて全医学会と共に検討している。現在、厚生労働省科学研究『医療事故事例の調査に係る内容や費用・人材育成に関する研究』（主任研究者 野本亀久雄（財）医療機能評価機構理事）の分担研究『医療関連死の調査モデルの検討』（分担研究者 池田康夫慶應義塾大学医学部内科学教授、山口徹 虎の門病院長）において、研究協力者として、医療事故報告制度第三者機関設立に向けて19学会並びに内科外科サブスペシャリティ学会と共に調整をしている。

平成17年3月30日

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に関して

日本外科学会医療安全管理検討委員会

委員長 高本 眞一

厚生労働省、4学会合同ワーキンググループと19学会、内科・外科サブスペシャリティの学会との意見交換会が3月2日、23日に厚生労働省で行われました。そこで決まりましたことは下記のとおりです。

1. 医療関連死の報告制度を担う第三者機関設立を目指してモデル事業（予算1億円）を17年度から始める。病理、法医の協力関係ができていて、東京都、新潟県、愛知県、兵庫県（大阪府）などの約5地域から始める。実際には7月ごろから稼働予定とする。
2. モデル事業は医療関連死に関して、遺族の承諾のもと、病理、法医、臨床医、調整看護師の立会いのもの

と客観的に医療行政解剖を行い、死因を究明する。その後地区評価委員会で報告書を作成し、3ヶ月を目途に病院に提出する。

3. これらの事業は一応日本内科学会が請け負って、それ以外の18学会はこの事業に協力する。厚生労働省、日本内科学会と18学会の間で覚書を交わす。
サブスペシャルティ学会には日本内科学会、日本外科学会がそれぞれを代表して覚書を交わすことを伝える。
4. 臨床学会(19学会並びに内科、外科サブスペシャルティ学会)は各地域で5名程度の解剖立会人と5名程度の評価委員を選出し、4月中に厚生労働省に届出る。解剖立会人は比較的若い人でもよく、評価委員は現役でなくてもよい。この評価委員は各地域での調査を基に病院に報告書を提出する。
5. 中央でも評価委員を選出し、各地域で解決できない事案を審議する。

日本外科学会のサブスペシャルティとして下記の学会があげられている。

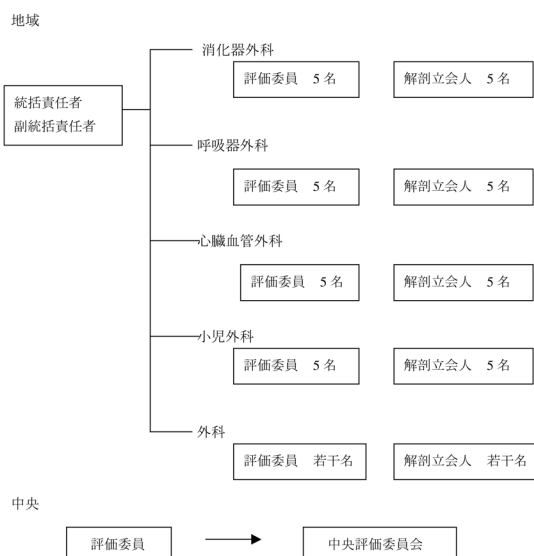
- 日本消化器外科学会
- (日本胸部外科学会)
- 日本心臓血管外科学会
- 日本呼吸器外科学会
- 日本小児外科学会

これらの学会が解剖立会人、評価委員を別々に出すとお互いの連絡がうまく行かないことも予想されるので、各サブスペシャルティ学会に選んでもらった解剖立会人、評価委員を日本外科学会の委員として分野別に選任する。日本外科学会としてはこれらの分野に入らない乳腺内分泌外科などの委員をそれぞれの地域で若干名選任する。各地域には日本外科学会として統括責任者、副責任者を任命し、外科系の事案に関して地域内の委員の調整を行う。

解剖の立会い、評価委員会への交通費、日当はこのモデル事業から支出される予定であるが、十分には支給されないことも考えられるので、その場合は日本外科学会から支出する。この費用に関しては、当該病院からの支出も考慮しなければならない。

日本外科学会としてすべきこと

1. サブスペシャルティ学会には日本外科学会が代表して覚書を交わすことを伝える。
2. 厚生労働省、日本内科学会と18学会の間で覚書を交わす。
3. 各地域に統括責任者、副統括責任者を選任する。
4. 各地域でサブスペシャルティ学会からの推薦の5名ずつの解剖立会人、評価委員を各分野ごとの外科学会の委員として任命する。
解剖立会人は講師、医長クラスから、評価委員は教授、部長あるいは退職教授から選任する。各学会は解剖立会人、評価委員の候補者から承諾書を取る。
5. サブスペシャルティ学会に入らない分野の委員



を外科学会が若干名任命する。

6. 中央での外科学会代表の評価委員を選任する。
7. 外科学会は連絡先を含んだ委員の名簿を作成する。

解剖立会人の役割

病理と法医で医療行政解剖をするとき、事案に関係する科で他施設の臨床の医師が立会い、医療の内容や、手術の内容について担当する病理、法医の医師に説明をする。

評価委員の役割

病理、法医で解剖の所見が提出され、病院で調査委員会が立ち上げられた場合のメンバーとなり、客観的に医療行為が妥当であったかどうかを判断し、報告書を作成する。将来、地域の評価委員は解剖がなくて患者との間で問題になった事例についても調査委員会のメンバーとして調査報告をする形になることが考えられる。

19. 鑑定人設置委員会

委員長 二村 雄次

本年度は、最高裁判所より鑑定人推薦依頼が3件あり、既に推薦済みである。ご尽力いただきました先生方にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

20. 広報委員会

委員長 二村 雄次

1月6日付で持ち回り委員会を開催し、ホームページをリニューアルするのに伴い、情報委員会が提示した案を基に、新しいデザインを決定した。